

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和7年度 第1回

令和7年7月14日（月）開催

1 日 時 令和7年7月14日(月) 13時30分～14時30分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 臼木智昭 嵯峨 宏 堀井 潤 松本和人

労働者委員 5名中5名出席

小玉恵子 後藤正文 佐貫さおり 曾我章生 新関直人

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 令和7年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
- (3) 令和7年度審議方針について
- (4) 令和7年度審議日程について
- (5) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第51期)

資料番号2 令和7年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)

資料番号3 令和7年度審議方針(案)

資料番号4 令和7年度審議会等開催予定(案)

資料番号5 令和7年度答申日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

資料番号9 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

資料番号10 関係する法条項等

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、第51期秋田地方最低賃金審議会委員改選後、初めての審議会となりますので、「会長」及び「会長代理」が選出されるまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきます。私は事務局を担当しております杉本と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会には、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

委員の任命につきましては、本年4月1日付けで行っております。また、任期は令和7年度から令和8年度までの2年間となっております。

ご就任いただきました委員の方々を会議資料1にございます第51期秋田地方最低賃金審議会委員名簿に従いまして、ご紹介させていただきます。

公益代表 伊藤委員、臼木委員、嵯峨委員、堀井委員、松本委員。

労働者代表 小玉委員、後藤委員、佐貫委員、曾我委員、新関委員。

使用者代表 小野委員、境田委員、佐藤委員、時田委員、若泉委員。

なお、今期、新しく委員にご就任いただいたのは、公益代表 松本委員、労働者代表 曾我委員、新関委員の3名でございます。

委員の皆様におかれましては、今後2年間、よろしくお願いいたします。

次に、秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。初めに、秋田労働局長の山本です。続いて、労働基準部長の山口です。賃金室の職員ですが、賃金室長の佐藤です。賃金室長補佐の佐藤です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。不行き届きな点もあらうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題の1は「会長及び会長代理の選出について」でございます。会長及び会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項において、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされていますが、この審議会では、従来、公益代表委員の間で互選をしていただき、その結果について労使委員双方から承認をいただいていたまいりました。今回も従来の進め方でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なし。ということですので、従来どおり進めさせていただきます。

本会議に先立ち行われました、公益代表委員による、会長及び会長代理の互選について、公益委員を代表して堀井委員から報告をお願いいたします。

○堀井委員

公益委員の堀井でございます。公益代表委員で互選した結果、会長に臼木委員、会長代理に嵯峨委員となりましたことを報告いたします。

○杉本賃金調査員

ただ今、公益委員代表から会長に臼木委員、会長代理に嵯峨委員を互選したとのご報告をいただきました。労使委員からご異議等ございますでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

労使委員からはご異議なしということで、会長に臼木委員を、会長代理に嵯峨委員を選出することで承認をいただきました。

それでは、臼木会長からご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。

○臼木会長

審議会の会長を拝命いたしました臼木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。秋田地方最低賃金審議会会長として、また公益代表委員として、公正かつ中立の立場で皆様方と一緒に審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。水色の資料を開いていただきますと議題がございます。議題１の会長及び会長代理の選出は終わりましたので、議題の２「令和７年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について」となっています。秋田労働局長から改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。それでは、お願いいたします。

○山本労働局長

最低賃金法第12条及び第10条第1項に基づき、令和7年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて結構です。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。報道機関の方々は、ご協力をお願いいたします。

それでは会長引き続きよろしくお願いいたします。

○臼木会長

ただいま、労働局長から諮問をお受けしました。

事務局から各委員に本諮問文の写しを配付してください。配付が終わりましたら、読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、秋田県最低賃金の改正決定の諮問文を読み上げます。

秋労発基0714第1号

令和7年7月14日

秋田地方最低賃金審議会

会長 臼木 智昭 殿

秋田労働局長

山本 博之

秋田県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2025(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○臼木会長

諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○山本労働局長

改めまして、秋田労働局長の山本でございます。よろしくお願い申し上げます。

令和7年度の最低賃金改正決定の諮問にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、第51期秋田地方最低賃金審議会委員にご就任頂き、今後、審議にご尽力いただきますことに、御礼申し上げます。

今年度の諮問につきましては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配意したとの文言を入れさせていただいておりますが、その趣旨については、このあと担当から説明させていただきます。

さて、2025年春闘の全国平均の妥結状況は、賃上げ額、賃上げ率とも昨年を上回る高水準となっておりますが、一方で、原油・原材料等価格の高騰による物価高に加え、アメリカの関税政策の変更もあり、我が国経済活動の見通しは不透明さを増しているところです。

委員の皆様には、これらの点にも配慮いただき、充実した審議をお願いいたします。

最低賃金につきましては、皆様ご承知のとおり、すべての労働者の賃金の最低額を罰則をもって担保保障する制度として重要な役割を担っており、その重要性はますます高くなっております。

今後の審議にあたりましては、私ども事務局として、皆様のご要望等に迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、県民の期待に応えるべく活発かつ充実したご審議をお願い申し上げまして、諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○臼木会長

ただ今、局長から「秋田県最低賃金の改正決定について」調査審議を求められましたが、最低賃金の改正決定の審議にあたって事務局から説明事項がありましたらお願いします。

○我妻賃金指導官

それでは「令和7年度の最低賃金の政府方針」についてご説明いたします。資

料2をご覧ください。

こちらの資料は、6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」から関係する部分を抜粋したのですが、最低賃金に関しては、両閣議決定とも同じ内容となっております。

それでは、最低賃金に関する部分を、読み上げいたします。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引き上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引き上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引き上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

私からの説明は以上となります。

○臼木会長

ただ今の説明について、何かご質問はありますか。

特にないようですので、議題の2に戻ります。本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を設けて、そこで調査審議することとなります。

それでは、事務局から諮問後の事務的な手続き等について、説明してください。

○佐藤賃金室長

本日、令和7年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また、専門部会委員の推薦公示につきましても本日举行します。

公示期間につきましては、意見聴取の公示期間は令和7年7月31日、木曜日まで、専門部会委員の公示期間を令和7年7月28日、月曜日までといたしますので、承認をお願いいたします。

○臼木会長

「意見聴取」と「最低賃金専門部会」の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、事務局から説明のあったとおり、進めていくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、事務局はそうに進めてください。

次に、議題3「令和7年度審議方針について」審議いたします。事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

審議方針案につきましては、資料3としてお付けしております。

あらかじめ公益委員及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとの意見で一致しましたので、令和7年度審議方針(案)として提案いたします。要点のみご説明いたします。

この審議方針(案)の1の(1)のエに『専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること』とあります。

最低賃金審議会令「第6条第5項」には「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、専門部会において「全会一致」で決議がな

されれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお、「全会一致」で決議がなされた場合でも、本審の場で報告をさせていただきます。

○臼木会長

本年度の審議方針は、この審議方針案のとおりとすることによろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、ご提案とおり決定いたします。

なお、事務局の説明にもありましたが、当審議会が審議会令「第6条第5項」の適用を定めておりますので、専門部会では、是非「全会一致」の決議に向けて円滑な審議にご協力をお願いいたします。

次に、議題4の「令和7年度審議日程について」審議いたします。事務局から審議日程について説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、今年度の審議日程について提案させていただきます。

資料4-1をご覧ください。本年度は、7月11日に目安諮問が行われましたが、現時点で中央最低賃金審議会から目安答申がなされる日程については連絡はございません。

このため、お示しした審議日程は、あくまでも8月初旬に目安答申がなされるであろうことを想定し、委員の皆様のご都合を確認したうえで、規定による定足数を満たす委員の出席が確保され、審議会及び専門部会が有効に成立しつつ、労使各側の要望も取り入れた中で、できる限り早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意願います。

8月6日水曜日の第2回本審では、中央最低審議会の目安について伝達させていただきます。

同日、本審終了後に、第1回専門部会を開催いたします。ここでは、後ほど説明いたしますが、公示に基づき関係労使から意見書が提出された場合に、参考人意見聴取を行うことを予定しております。その後、金額審議に入り、労使の基本的考え方とそれに基づく金額を提示していただく予定としておりますので、労使各代表委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

それから、8月8日金曜日の第2回専門部会での金額審議を経まして、事務局といたしましては8月19日火曜日の第3回専門部会での結審を予定し、答申後、異議申し立ての公示を行い、異議の申し立てがあった場合は、9月4日木曜日に第4回本審を開催することになります。

資料の4-2をご覧ください。説明いたしましたのが、ケース1の8月19日第3回専門部会で結審する日程になります。

ケース2は8月19日に結審せず、8月25日第4回専門部会で結審する日程、ケース3は8月19日、25日に結審せず、9月2日第5回専門部会で結審する日程としておりますので、何卒、日程の確保をよろしくお願いいたします。

なお、特定最低賃金に関する特別小委員会の開催につきましては、資料4-2のケース1では8月20日水曜日、ケース2、ケース3の場合は9月4日木曜日と、開催日が異なりますので、ご注意ください。

資料5をご覧ください。先程、8月19日の専門部会で結審を予定していると説明いたしましたが、この表の答申日と書かれている左端の欄の8月19日火曜日に答申しますと、今年度は右端の欄に発効と書かれている10月16日木曜日が法定発効日となります。審議がずれ込み8月25日に答申となりますと、発効日は10月22日水曜日となり、いずれにしても発効日が例年より大幅にずれ込むことになります。

資料4-1に戻っていただきまして、さらに、9月後半から10月にかけて特定最低賃金の改正審議にかかる専門部会を開催する予定としており、今後日程調整させていただくこととなりますので、日程確保にご協力をお願いいたします。

なお、地域別最低賃金の答申がずれ込みますと、必然的に特定最低賃金の審議、発効日も後ろ倒しになる、ということになりますので、ご承知おきください。

以上でございます。

○臼木会長

今年度の最低賃金審議会の審議日程についてご説明、ご提案がございました。今年度に関しましては、いつもと違うような日程、従前ですと10月1日発効を念頭に審議日程を検討しますが、今年は中央の審議会の日程等により、ケースが3ケースあります。少し複雑な日程ですので何か質問等ございますか。

特にないようですので、それでは、先ほど事務局からも説明がありました、日程案をベースに今後審議を開催していくこととしたいと思います。なお、中賃の目安答申の日程次第では流動的な面はありますが、現段階においては想定できるこの審議日程に沿って審議会を開催することとよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、日程が変わるようであればその都度、事務局から皆様にご相談されるかと思いますので、ひとまず審議会開催予定案をベースに審議会を進めて参りたいと思います。

続いて、議題5「その他」についてです。事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

その他といたしまして、意見聴取について提案をさせていただきます。

続いて、賃金引き上げの支援策と参考資料集についてご説明させていただきますと思います。

はじめに、意見聴取について提案させていただきます。

さきほど、局長から最低賃金の改正決定についての諮問がありましたので、事務局では本日、意見聴取の公示を行います。この意見聴取の公示に対しましては、昨年も意見書の提出がありましたので、事務局では今年も意見書が提出されるものと考えております。

仮定の話で大変恐縮ではございますが、円滑な審議会運営に資するため、意見書が提出された場合、8月6日の第1回専門部会で、意見書を提出したもののの中から意見聴取する方向で事務局が調整してよろしいかについてご審議いただきたく、提案させていただきます。

ただし、例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○臼木会長

それでは、意見聴取について審議いたします。

この提案は、円滑な審議会運営のため、仮に意見書の提出があった場合は、意見書を提出したもののの中から意見聴取することとし、その日時を含めて、予め議決していただきたいということになります。それでよろしいでしょうか。

○佐藤賃金室長

はい。

○臼木会長

仮に意見書の提出があった場合、8月6日の第1回専門部会で意見聴取することとしてよろしいですか、何か意見がありますか。

○委員多数

異議なし。

○臼木会長

それでは、特に意見等もないようですので、仮に意見書の提出があれば、意見聴取することといたします。その場合は、8月6日開催の第1回専門部会で実施する方向で事務局が調整してください。

それでは次に、賃金引き上げの支援策等について、事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、賃金引き上げの支援策等について説明させていただきます。本日、カラーのリーフレットを配付させていただいております。

一つ目は、賃金引き上げの支援助成金パッケージのリーフレットです。これまで厚生労働省では、最低賃金引き上げの支援策として「業務改善助成金」をメインに行ってまいりましたが、事業主のニーズが多種多様であることから、賃金引き上げに関連した様々な助成金をパッケージとして紹介したものになります。

上段が、賃金引き上げのための生産性向上の支援策として「業務改善助成金」、中段が非正規労働者の賃金引き上げを行う、正規労働者との格差是正の支援として「キャリアアップ助成金」、さらに裏面の下段には、より高い処遇への労働者移動等の支援として「特定求職者雇用開発助成金」など、事業主のニーズに合わせた様々な助成金が用意されております。

二つ目は、令和7年度 業務改善助成金 秋田労働局版のリーフレットです。

助成金を活用し、賃金引き上げと業務改善に取り組みたい、という事業所の方にはぜひ検討していただきたい制度ですが、概要としては、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性の向上に資する設備投資などを行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を最大で600万円助成する、という制度です。

1 ページにありますとおり、対象事業者は、事業場規模が100人以下の中小企業・小規模事業者であって、事業場内で一番低い賃金と、地域別最低賃金の差額が50円以内であること、となっています。秋田県であれば、事業場内最低賃金が951円以上1,001円以下となります。

裏面には秋田県内での活用事例が記載されておりますので後ほどご覧いただけ

ればと思います。

三つ目は、「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットになります。

「秋田働き方改革推進支援センター」では、社会保険労務士等が、賃金の引き上げとそれに伴う生産性向上のための設備投資などにかかる業務改善助成金の相談やその他各種助成金の活用などについて、無料で相談に応じておりますので、積極的にご活用いただけるよう周知を行っているところです。

四つ目は、「最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」になります。

リーフレットの1には業務改善助成金などの賃金引き上げに関する支援、2には生産性向上に関する支援、3には下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援、4には資金繰りに関する支援などが記載されております。

五つ目の「最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ」には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、IT導入補助金、ものづくり補助金について、そのほかにも、働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点の案内が掲載されています。厚生労働省、経済産業省、中小企業庁による横断的な支援施策一覧となっております。

六つ目は、「賃金引き上げ特設ページ」のリーフレットになります。厚生労働省ではWeb上に特設ページを開設し、賃金引き上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げに参考となる情報を掲載しています。監督署においては定期監督時など、このページを活用し、企業が賃金引き上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等の資料を提供して支援を行っております。また、秋田県では「秋田酒造株式会社」の取組事例が紹介されておりますので、是非一度Webでご覧いただければと思います。

次は、平成27年度から令和6年度の業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表と令和6年度都道府県別・月別申請件数一覧、令和7年度都道府県別・月別申請件数一覧です。

令和6年度5月末の全国確定値、申請件数21,783件、交付決定件数18,601件、秋田県の3月末暫定申請件数は141件です。全国の申請件数は、対前年度比1.10倍、秋田県は0.98倍となっておりますが、件数では東北では青森249、岩手282、宮城312、山形201、福島469と東北で最下位、全国でも山梨、島根、宮崎に続いて全国で最下位という状況です。

令和7年度の5月末までの2か月間の申請件数は、全国で1,716件、秋田は14件という状況です。

賃金の引き上げ等の支援策につきましては、これまでも雇用環境均等室や職業

対策課、訓練課と連携して、あらゆる機会をとらえて関係団体、事業場に対して周知を図ってきたところですが、昨年度はこれらに加え秋田駅前ビルのデジタルサイネージでの広報や、ポケットティッシュによる広報を行ったところです。今年度も改定最低賃金の発効に向け、様々な手法で早期に周知広報に取り組んで参りたいと思います。

賃金引き上げの支援策等についての説明は以上です。

引き続いて、我妻賃金指導官から参考資料集について説明いたします。

○我妻指導官

お手元に配付しております、緑色のフラットファイル、「令和7年度 秋田地方最低賃金審議会 参考資料集」について、簡単にご説明いたします。

それでは、資料1「令和7年春闘 各機関別賃上げ集計状況」をご覧ください。こちらには、連合、経団連、厚生労働省が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。

連合が集計した全体の賃上げ率は、昨年の5.10%と比較して0.15ポイント増の5.25%で、33年ぶりの5%超えであった昨年をさらに上回っております。そのうち組合員数300人未満の中小組合の賃上げ率は4.65%で、昨年と比較して0.20ポイント増となっております。

また、経団連が集計した従業員数500人以上の大手企業では賃上げ率5.38%となっており、昨年に引き続き5%超の賃上げ率となっております。

一方、従業員数500人未満の中小企業の賃上げ率は4.35%と前年から上昇したものの、大手企業との差は1%を超えています。

なお、厚生労働省の令和7年の集計状況は8月上旬公表予定となっております。

資料2は秋田財務事務所発表の「県内経済情勢報告(令和7年4月判断)」です。1ページの総論「総括判断」では「県内経済は緩やかに持ち直しつつある。」としています。

資料3は「令和6年4月の標準生計費」、資料4は「秋田市における一人世帯標準生計費」、資料5は「生活保護基準額」、資料6は「生活保護基準の推移」となっております。

資料7は「令和6年賃金構造基本統計調査の概況」です。都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額が掲載されている資料を1枚目に、2枚目以降が「令和6年の概況」となっております。

資料8は「令和6年 秋田市消費者物価指数(年報)」、資料9は「消費者物価指数 秋田市(令和7年5月分)」です。

資料9の令和7年5月分の秋田市の概況を見ますと、総合指数は2020年(令和2

年)を100として113.5となっており、前月比は0.3%の上昇、前年同月比は2.8%の上昇となっております。

資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報」です。令和7年4月の秋田県鉱工業生産指数は、季節調整済指数が101.9、前月比5.3%減で2か月連続低下しています。

資料11は「毎月勤労統計調査 令和6年平均の概況(秋田県)」、資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和7年4月分)」です。資料12の4月分速報では事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、253,180円で前月比7.6%の減、前年同月比では1.4%の減となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和7年5月分)」です。有効求人倍率は1.20倍で、前月比0.03ポイント減となっています。県内の雇用情勢は「持ち直しの動きに弱さが広がっており、物価上昇等の影響により一部に厳しさがみられる。」といった状況となっています。

資料14は日本銀行秋田支店発表の「県内金融経済概況(2025年6月23日)」です。基調判断の項目にある県内概況は「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに回復している。」としています。

資料15は同じく日本銀行秋田支店発表の「秋田県内「全国企業短期経済観測調査」結果」(2025年6月調査)となっております。

資料16は「秋田県企業倒産状況」の資料となります。1ページ目は、2024年の令和6年1月～令和6年12月の倒産状況を表したものです。倒産件数は57件と過去10年で最多となりましたが、負債総額は小口倒産が主体であったため、大幅に減少しています。

2ページ目は、2024年度の令和6年4月～令和7年3月の倒産状況を表したものです。2024年度は下半期に倒産ペースが落ち着き前年同期を下回っています。

3ページ目は、2023年、令和5年4月から2025年、令和7年6月までの倒産状況の推移、4ページ目は、同期間の産業別の倒産状況、倒産要因を表したものとなります。

2025年、令和7年の上半期の倒産件数は38件で、半期集計としては過去10年で最多を記録した前年上期に次いで2番目の高い水準を維持しており、2024年下期で一旦小康状態となったものの、再度、増加に転じている状況です。

直近の2025年、令和7年6月に、人手不足による倒産が複数発生しており、倒産ペースは例年に比べ高い水準を維持している状況が続いています。

3枚目以降は、1～4ページの資料のもととなる、東京商工リサーチ秋田支店発表のデータを添付しております。

以上、16種類の資料を準備させていただきましたので、今後の審議の参考としていただければ幸いです。

なお、第2回本審開催までに新しいデータが発表されたものについては、最新資料を配布させていただく予定です。私からは以上となります。

○臼木会長

ただいまの、賃金引き上げに係る支援策とこれからの審議の参考になる資料について、事務局から説明ありましたが、何かご質問はありますか。

○若泉委員

本日の配布資料2に記載されている、中央の目安を少しでも上回ったら、各都道府県の方に少し手厚い助成を出すと、今日の報道で出ていたかと思います。手厚いかわかりませんが、補助・助成と言われるものは、この別紙の、賃金引き上げの支援策が全てなのでしょうか。

○臼木会長

今のお話を整理すると、資料2にアンダーラインを引いている、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引き上げ云々から重点的に支援を行うとあり、そういったメニューが先ほど配布された冊子や説明のあった内容に、既に加味されているのかどうか。あるいは、今後、何か支援策が現時点で分かっているものがあれば伺いたいのですが、その辺り、ご存じの範囲で教えてください。

○佐藤賃金室長

先ほど説明いたしました資料は、閣議決定される以前に決定している支援策になります。政府方針案に掲げている政府の補助金における重点的な支援や交付金等活用した都道府県の様々な取組を十分後押しすることにより、生産性向上に取組み、最低賃金の引き上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しするものについては、本省に問い合わせをしましたが、本省の方でも形はまだはっきりしていないということでした。

また、県の方に確認しましたが、県で関係省庁へ問い合わせしたところ、そちらもはっきりした形のものはないとの返答だった、とのことでした。

○臼木会長

よろしいでしょうか。

○若泉委員

国の方から各都道府県の方にどういうメニューでどういうサポートするのかあ

る程度わからないと、我々は中央の目安に引っ張られるだけで、どうやって上げていくか。数字だけではありませんが、計算しづらいのではないか。そこがわからないとある程度期待して上げる部分がなくなってしまう気がします。出来れば、早く方針がわかれば、情報としていただければと思います。

○臼木会長

今のご意見は労使双方、ここにお集まりの皆様ともに、そういった新メニューがあるのであればそういった情報も把握したうえで審議を図りたいと思います。

わかり次第、情報提供をしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

特にないようですので、事務局から、ほかに何か追加のご説明ありますか。

○佐藤賃金室長

私の方からご連絡といたしますか、お願いになります。報道関係者からの照会に対する対応についてのお願いです。

資料8「審議会の公開に関する事務処理要領」をご覧ください。事務処理要領の4番の①にありますように、報道関係者からの照会に対しては、審議会の概要については事務局が説明することとございます。あくまで審議会の概要については事務局が対応することとよくお願いいたします。事務局からは以上です。

○臼木会長

予定していた議題は以上となりますが、皆さんから他に何かありませんか。

なければ、本日の秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。日程の説明がありました通り、次回は8月6日、本審と専門部会が予定されていますので、日程調整、日程確保を併せてよろしくお願いします。本日はありがとうございました。